

○国立大学法人北見工業大学における財務及び会計に関する職務権限規程
(平成27年3月30日制定)

改正 平成29年9月14日 平成31年1月21日

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人北見工業大学予算決算及び出納事務取扱規程(平成16年4月1日北工大達第133号)第5条第4項の規定に基づき、国立大学法人北見工業大学の財務及び会計に関する職務権限及びその責任に関し必要な事項を定め、もって業務の円滑かつ効率的な運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職位 組織における業務遂行上の地位をいう。
- (2) 職務 それぞれの職位に与えられた業務をいう。
- (3) 権限 職務を遂行する上で必要な機能が及ぶ範囲をいう。
- (4) 起案 立案、提案等を行うことをいう。
- (5) 承認 上位の職位にある者が下位の職位にある者の起案に同意することをいう。
- (6) 決裁 権限の行使を決定することをいう。

(職務権限の委任)

第3条 財務及び会計に関する職務権限の委任については、別表第1のとおりとする。

(職務権限及び責任)

第4条 前条の規定により職務権限を委任された者(以下「受任者」という。)は、自らの職務権限の行使又は不行使の結果について責任を負わなければならないことを十分に認識し、確実にその職務を遂行しなければならない。

(監督)

第5条 受任者の上位の職位にある者は、受任者の行う職務権限の行使又は不行使について、監督する義務を負うものとする。

(受任者の事故による職務権限の委任)

第6条 受任者に事故があるときは、会計機関は他の役員又は職員に職務権限を委任することができる。

(報告)

第7条 受任者は、自らの職務権限の行使又は不行使について、必要に応じ上位の職位にある者に報告しなければならない。

2 受任者は、重要な職務又は学長、理事若しくは上位の職位にある者から特に指示された職務について、随時その進捗状況を学長、理事又は上位の職位にある者に報告しなければならない。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年9月14日)

この規程は、平成29年10月1日から施行する。

附 則(平成31年1月21日)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表1(第3条関係)

[別紙参照]